平成24年8月15日発行第428号　毎月1回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

# 行政書士とちぎ

8
2012

No.428

表紙写真：きつれがわサマーフェスティバル＆花火大会（さくら市）

Index


1 勝つために必要なこと
2 建設業許可・経審研修会開催
3 黄綬褒章受章祝賀会開催
4 わがまち自慢　ーさくら市ー
5 おじゃましま～す！
6 支局かわら版（日光）
7 支局情報（宇都宮・那須・塩那）
10 栃木県行政書士会カレンダー（9月）
11 日行連だより
12 正副会長の動き・業務連絡
18 木もれび
19 行政書士試験要項・試験監督員募集
21 研修会のお知らせ
23 申請取次届出済証明書をお持ちの皆様へ
24 行政書士相談センター回答者募集
25 会報誌配布事業参加者募集
26 会員の動き

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

# 勝つために必要なこと

総務部副部長　齋藤　裕

ちょうど今、４年に一度のロンドンオリンピックが華やかに開催しています。興味のある種目はいろいろあります。サッカー・体操・柔道・卓球など数えれば数に限りがありません。競技を観戦していて感じることは、当然トップレベルの戦いですので、ミスをしたほうが負ける、点を取れる時に必ず取る、弱気にならない、勝負するときはためらわず進む、当たり前のことを感じさせられます。そのためには、試合に対する緻密な作戦・分析が必要になると思います。

ふと、自分の業務を考えたとき、つまり私たちが依頼を受けて仕事をすることにも共通することがあるように思われます。業務も年々複雑になってきていて、ただ単に「はい、わかりました」というように漠然と仕事を受けてこなすという業務は少なくなってきていると思います。顧客の分析、法律の解釈、実際の運用、期限の遵守、報酬額の計算・受領等、業務に関しても、緻密な計画、おおげさに言うと、戦略が求められていると思います。

スポーツにしても、その競技に対する指導者は当然いますが、その他のスタッフとして、栄養学、メンタルトレーニング、ドーピングに対する医療知識等、広範囲な戦略が求められます。このように比較すると、われわれの業務となにか似ているように思いませんか？

仕事をしていく上で、厳しいこと、つらいことがあるのは、みなさんも経験していることと思われます。仕事に対する考え方は、いろいろあるとは思いますが、自分が、競技者ではなく、監督となった気分で業務を行うというのも、なかなかいいものかもしれません。

堅い話になってしまいましたが、感動を与えてもらったオリンピックに、選手たちに、栄光あれ！

# 建設業許可申請及び経営事項審査等の変更についての研修会

平成２４年７月４日午後１時３０分より宇都宮市総合コミュニティーセンターにて業務部研修会が行われました。これは去る平成２４年５月１日付け公布の国土交通省令等により、建設業法施行規則等が一部改正され建設業許可申請、経営事項審査等の取り扱いが一部変更になったことを踏まえたものです。講師として栃木県県土整備部監理課より課長補佐：大森秀紀様、主任：大出倫子様、岩崎宏貴様にお越しいただきました。参加者は９７名と盛況でした。

研修会では須永会長の挨拶の後、まず大森様に建設業法の概要について、次に大出様に具体的な建設業許可手続きについて、続いて岩崎様に建設業の経審の変更（再審査手続き等）についてそれぞれ担当、ご講義いただきました。

研修会の中で強調されましたが、経審の変更では特に平成２５年・２６年度の栃木県入札参加を希望している業者の場合、経営事項の再審査が必要になるケースがあります。申請期間に期限があるので注意が必要です。これを逃すと再審査できなくなり、入札参加資格申請もできなくなります。詳細は「行政書士とちぎ」２０１２年６月号Ｐ１５、Ｐ２２～Ｐ２６にも掲載されていますのでそちらも併せてご覧下さい。

これらの改正は建設業者の社会保険（特に下請企業を中心とする年金、医療、雇用保険）未加入問題への対策の一環として行われるものです。経審においては未加入業者の減点幅の拡大を図ることで、加入促進等を目指しています。

さらに当日は、研修会後当会場の別室にて、業務連絡会が実施されました。栃木県からは先の３名様、当会からは須永会長、田渕副会長、鈴木業務部長、稲葉業務副部長、第２業務Ｇから山本ＧＬ、秋葉ＳＧＬ、金敷専門部員が参加しました。これは双方から手続き上の問題点を出し合い、行政書士による業務の円滑化と資質の向上を図ろうとするものです。

（業務部副部長　稲葉昌俊）

# 浅野吉知会員　黄綬褒章受章祝賀会開催

７月２７日（金）１７：００より、ホテルニューイタヤ天平の間において、浅野吉知会員（鹿沼支部）の黄綬褒章受章祝賀会が開催された。

受章者の地元である粟野の「下町お囃子会」によるお囃子演奏の後、福田富一栃木県知事、茂木敏充衆議院議員、山岡賢次衆議院議員、石森久嗣衆議院議員、佐藤勉衆議院議員、谷博之参議院議員、日行連会長代理として中西豊日行連副会長、関東地方協議会会長として高玉功稔日行連副会長、佐藤信鹿沼市長より来賓祝辞をいただいた。続いて発起人代表として須永会長が挨拶し、祝金と花束贈呈の後、受章者より謝辞が述べられた。

宮本達夫前日行連会長による乾杯で祝宴が始められ、その中で佐藤栄一宇都宮市長、西川公也前衆議院議員、簗瀬進前衆議院議員、渡辺渡県議会議員、斉藤孝明県議会議員、畑光前日政連会長、野田尚吾議連会長、内山俊一宅建協会会長より祝辞をいただいた。

好評であったお囃子が再度演奏され、閉会となった。出席者は１１５名であった。

（広報部）

今月の表紙：きつれがわサマーフェスティバル＆花火大会

# わがまち自慢　　ーさくら市ー

## 『さくら市で楽しんでみませんか』

さくら市は、県中央部よりやや北東、東京から約１２０ｋｍに位置しています。子育て環境に恵まれ、道路・鉄道など主要な交通網が整備されていることから、ここ数年、県内屈指の人口増加率を誇っています。

また、温暖な気候・豊かな緑・清らかな水などの自然環境にも恵まれています。鬼怒川・荒川・内川と市内を流れる清流が育む鮎は「形が良い」と評判で、その上品な味は全国の鮎釣りファンを魅了しています。今は鮎釣りシーズン真っ盛りで、早朝から太公望が腕を奮っている姿をお見かけします。鮎釣りは１０月末頃まで楽しめますので、腕に覚えのある方は、ぜひお越しください。

そして数年前からブームとなっているのが「奥州街道散策」です。さくら市は古くから交通の要衝として栄えてきました。その中核を担った奥州街道の沿道では昔の風情を楽しむことができるため、多くの方が散策に訪れています。今年３月には奥州街道を身近に感じていただくためのガイドブック「さくら市の奥州街道おでかけハンドブック」を発行し、市役所などで無料配布しています。この冊子は、奥州街道を愛する方にはたまらない１冊となっていますので「読んでみたい」方はご連絡ください。

「散策はちょっと」という方には「さくら市ミュージアムー荒井寛方記念館ー」がお勧めです。郷土が誇る日本画家荒井寛方の画業を紹介する展示室や今年２月にオープンしたさくら市ゆかりの詩人野口雨情のコーナーなどさくら市の歴史・文化を感じることができる博物館です。現在、９月９日まで企画展「山下清とその仲間たちの作品展」がご覧いただけます。

さらに、さくら市が誇る喜連川温泉は、その泉質から「日本三大美肌の湯」と称されています。温泉湧出３０周年を迎えた昨年、美肌効果の実証実験を行いました。その結果、入浴後の肌の水分値・弾力値ともに格段に改善し、喜連川温泉が本当に「美肌の湯」であることが証明されました。この喜連川温泉は道の駅きつれがわでも体験できますので、ご自身で美肌効果を体感してください。

奥州街道を散策したり、さくら市の歴史・文化を堪能した後や鮎釣りを楽しんだ後は、温泉でリラクゼーション。これからの季節「見どころ満載」のさくら市で楽しんでみませんか。

## 会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月は、佐野支部から碓井栄多会員をご紹介します。

お母様が代表取締役でいらっしゃる㈱五十畑不動産に併設の、素敵な事務所にお邪魔しました。

氏　名：碓井　栄多（うすい　えいた）
事務所：行政書士碓井栄多法務事務所
　　佐野市栃本町１８３５番地２
入会日：平成２３年８月１５日

**Q．入会してちょうど１年になりますね。今までどのような業務を行なったのですか？**

「実家が不動産業を経営しているということもあり、やはり不動産関係がほとんどですね。農地法関係や建築確認などです。

その他、一般社団法人設立や相続・遺言書作成にも携わりました」

**Q．行政書士になったきっかけは？**

「もともと、大学・大学院で法律は学んでおり、埼玉や京都で不動産賃貸業の会社に勤務しながら資格取得のための勉強をしていました。

行政書士もその頃取得したのですが、１年ほど前に地元に戻るにあたり、不動産業を行う上でも行政書士の必要性を感じて登録しました」

宅地建物取引主任者やマンション管理士の資格もお持ちの碓井会員。すかさず「マンション管理士は、マンションの管理人って訳じゃないですよ（笑）」と教えてくれました。

**Q．行政書士になって思うことは？**

「高齢の方の一人暮らしが多いのは実感しています。自分亡き後土地をどうするか、家をどうするか、という相談は多いです。その場合は、遺言書の作成をおすすめしたり、その後の相続手続きにもつながりますので、こちらもこれから力を入れていきたいです」

**Q．碓井会員は、２月に入籍・７月に挙式をされたばかりの新婚さんなんですよね。休日はやはり奥様と出かけることが多いのでしょうか？**

「そうですね。一緒に暮らし始めてまだ１ヶ月ほどなので、栃木をいろいろと案内しています。

妻の地元は北海道なんですが、あちらの気候は涼しいので、関東の、特に今年の夏の暑さには参っているようです」

**Q．何か趣味はありますか？**

「体を動かすことは好きですね。たまにジムに通ったり走ったりしています。

中学・高校時代はバスケットボールを、大学ではアイスホッケーをやっていました。

いや～、アイスホッケーはきつかったですよ」

話題がトレーニングやマラソンのことにおよんだので、“市民マラソンとかありますよ？”と話をふってみたところ、「出ませんよ（笑）」と一蹴されてしまいました。。。

**Q．では最後に、今後の目標を聞かせて下さい。**

「不動産業をベースに業務を拡大していきたいと思っていますが、ゆくゆくは、ワンストップサービスというか、土地に関しての手続きは全て自分で出来るようになりたいです。

ですので、今後、司法書士の資格にもチャレンジしていくつもりです。また、社会保険労務士の資格も必要になってくると思うので、そちらも勉強中です」

聞けば、碓井会員のお姉様は私と同級生で、しかも同じ高校に通っていたとか・・。世間とは狭いものですね。

現在の不動産業や行政書士業務だけでもお忙しいようですが、さらなる資格取得を目指すという志の高い碓井会員のお話を聞き、私も見習わないと！と感じた今回の取材でした。

どうもありがとうございました。

（支局長　川田有美）

# 「湯西川 水の郷」

日光支部

平家落人の里として知られている湯西川温泉郷にオープン１周年を迎えた「湯西川水の郷」があります。鬼怒川の上流には、川俣ダム・五十里ダム・川治ダム・湯西川ダムがあり鬼怒川上流ダム群で４番目の「湯西川ダム」は、本体工事が終わり正式運用に向けて、現在試験湛水中です。

「湯西川水の郷」は、湯西川ダム建設で水没する地域に水源地域のシンボル的施設として建設されました。

「水の郷観光センター」

住　　所　　日光市湯西川４７３－１
電　　話　　０２８８－９８－０２６０
開館時間　　午前９時～午後５時
　　温泉浴場は午前９時～午後７時まで受付けています。
休 館 日　　１１月末日までは無休、１２月以降については検討中です。

○　大浴場・露天風呂
源泉掛け流しの浴場で湯量も豊富です。特に「露天風呂」は景観も良く利用者から好評を得ています。

○　湯西川くらし館
「水の郷観光センター」に隣接して「湯西川くらし館」があります。
ダム建設により水没・移転に先だって埋蔵文化財発掘調査が行われ発見された縄文土器・石器等の考古資料及び炭焼き道具等「山に生きる暮らし」の民俗資料が展示されています。

○足湯
「水の郷観光センター」に隣接して「足湯」があります。

○その他の施設
観光農園・せせらぎ水路・湯西川にかかる大吊り橋・遊歩道等があります。

○周辺の案内（アクセス）
野岩鉄道「湯西川温泉駅」（道の駅）から新設されたトンネルが大部分を占める道路「新県道２４９号線」を車で１５分程度走ると到着します。湯西川温泉街のすぐ手前です。温泉入浴しながら豊な自然を満喫できる「湯西川水の郷」でリラクセーションしませんか。

（支局長　手塚志郎）

水の郷の入口

水の郷観光センターの水車

湯西川くらし館の内部

# 支 局 情 報

【宇都宮】

## 佐藤栄一宇都宮市長を囲む会開催

７月１９日（木）ホテルニューイタヤにおいて、「佐藤栄一宇都宮市長を囲む会」を開催しました。

佐藤市長は今年秋に予定されている市長選への出馬を表明されており、宇都宮支部によるその支援活動の一環としての開催となります。

岸清美支部長の主催者挨拶に続き、住吉和夫栃木会名誉会長、諏訪利夫元宇都宮市議会議長から激励の言葉が送られた後、佐藤市長が感謝の言葉と市長選への抱負を述べられました。涼し気な「宮染」に身を包んだ市長は、「日本の５本の指に入る街にする」と今後の宇都宮の発展への意気込みを熱く語られました。

渡邊眞車庫証明宇都宮センター長による乾杯の後、支部会員と交流を深め、大いに語り合いました。秋に向け、結束を深めるいい機会になったことと思います。

（副支部長　田代昌宏）

## 農地等土地関連研修

７月２６日（木）１３時３０分から行政書士会館２階会議室において、農地法の改正に伴う運用上の変更点の研修会が開催された。

講師は宇都宮市農業委員会より５名の方々にお越しいただき、それぞれ申請する際に重要となる貴重なお話をいただいた。

農地転用においては、立地基準についてレジュメのフローチャートに従い第１種から第３種の農地判断基準を説明していただいた後、具体的事例を交えて一般基準の解説をしていただいた。また、農振法の説明においては、農地を守るための厳しい基準となっている側面と現代の要請に応えるための難しさがうかがえた。更に開発行為については、農地転用とは異なり、都市計画法の趣旨に従い厳格に審査されている等、説明された。実務経験豊富な会員からの事前質問もあり、活発な質疑応答がなされた。

「今後、定期的に当研修を行っていただきたい」との参加会員からの要望もあり盛況の下、研修会は終了した。

（宇都宮支部　久我臣仁）

【那　須】

## 那須支部第１回・第２回無料相談会開催

那須支部では、平成２４年度第１回及び第２回の無料相談会を実施した。日程等及び相談件数等の実施結果は下記の通り。

○７月１８日（水）那須塩原市役所

相談内容は、遺言４件・相続手続（相続人特定等含む）３件・成年後見１件・贈与１件の、合計９件。

○７月２９日（日）東武百貨店大田原支店

相談内容は、農地関係の相続２件、農業経営移譲関係１件の、合計３件。

本年２月に、那須塩原市役所で無料相談会を実施した際、１７件の相談があったことで、今回の相談会開催日も同じ曜日で設定したが、前回のような相談件数には至らなかった。数年間の無料相談会実施状況を振り返ると、曜日や場所など、相談件数を左右するような条件というのは特にはないようだ。

最近の相談会では、相続や贈与についてのご相談の中に、税金に関する内容も付随することが多くなっている。細かな内容については、もちろん税務署や税理士への相談を勧めるが、夫婦間での居住者用不動産贈与の配偶者控除や相続時精算課税制度等、相続や贈与に関する代表的な税金の特例や制度等については、概要程度の知識は不可欠であると感じている。また、農業に関しては、今回の相談内容にもあった農地経営移譲については、２６日の支部研修会で触れられたばかりのため、研修会に参加した会員は意識していたと思われるが、その他にも農地や、相続、贈与等で幅広く、横断的な知識も必要とされる。

行政書士の扱う業務は多岐に渡るため、全ての業務において知識を豊かにしておくことは難しいが、メディアの発達した現在、相談者自身がある程度の知識を得ている中で、会員各々は知識の習得に努め、会員間での情報交換、支部での研修会等を通して、相談者や依頼者へ対応することが求められているのではないだろうか。

（支局長　冨田倫子）

## 那須支部第１回研修会開催

７月２６日（木）午後２時から午後４時まで西那須野公民館において、平成２４年度第１回目となる那須支部研修会が開催された。

今回の研修は、農地法に関する内容ということで、支部研修会での新たな試みとして、許可権者側である那須塩原市農業委員会事務局農地係長の三輪敦氏に講師をお願いし、「農地法に係る申請手続き等」というテーマで実施された。

那須支部では、地域に農地も多く、新会員も増加したため、初めて農地転用を行う場合等を想定し、申請様式等の多くの資料を用いて大変分かり易く御講義いただいた。

農業委員会の事務処理スケジュールや、申請書の記載方法、経営移譲年金についての注意等、勘違いしやすい点や細かい点まで説明して下さった。

農地に関する業務を今まで扱った経験が無かった会員も、農地転用の概要や手順等を把握することができただろう。ただ、農地については、土地自体の申請書式さえ把握していれば良いというものではなく、本研修内容にもあった経営移譲年金も含め、相続・贈与に関することもあり、知るべき知識は幅広く、奥も深いことから、２時間の

研修を行っただけでは、全てを理解し、業務を受けるための万全の態勢とは言い難い。そのため、今後、会員各々が更なる理解を深め、知識を蓄えていく必要があるが、本研修はそのきっかけの一つになったのではないだろうか。

（支局長　冨田倫子）

【塩　那】

## 第１回支部役員会開催

塩那支部では、６月２１日（木）にさくら市喜連川において､塩那支部役員会が開催されました。

今年度の具体的な計画について、行事や日程などを協議しました。

まず、塩那支部では８月２５日（土）に「土地利用、許認可の実務」をテーマに、塩那支部長佐藤栄一会員を講師とし、第１回支部研修会を行います。

またその他１０月の一泊旅行や行政書士広報活動強化月間について、例年行事となった１１月３日の矢板市におけるともなりまつり会場での無料相談会についてなど、詳細を話し合い、行政書士としての今後や支部としての今後について活発な意見が飛び交いました。

なお役員会終了後の懇親会においては、情報交換を行うなど有意義な時間となりました。

（支局長　植木智美）

## 親睦ゴルフコンペ開催のご案内

発起人　青木勇夫

昨年９月の開催から１年。首を長くして待っておられた方、腕を磨いて待っておられた方、たいへんお待たせいたしました。今年も９月にゴルフコンペを開催致します。

業務でお忙しいことと思いますが、自然の中での交流は新たな発見がいっぱいあるものです。昨年参加された方もそうでない方も、お誘い合わせの上お気軽にお申し込み下さい。

１．開催日時　平成２４年９月１１日（火）７時５０分（現地集合）

２．開催場所　大日向カントリー倶楽部（栃木県さくら市鷲宿３８８０）

３．参加費用　７，５００円（プレー代、昼食代、パーティー代、賞品代込み）

４．競技方法　１ラウンド・新ペリア方式（トリプルボギーカット、上限ハンデ３６）

５．申込方法　事務局・大塚宛に電話でお申し込み下さい（８月３１日締め切り）

（事務局電話番号：０２８－６３５－１４１１）

（組合せ等は参加者に後日連絡致します）

# 栃木県行政書士会カレンダー（９月）

| 日 | | 予　　定 | 時　　間 | 主　　催 |
|---|---|---|---|---|
| 3 | 月 | 三士会 | 15:30~ | 広報部 |
| 4 | 火 | 総務部会 | 9:00~ | 総務部 |
| | | 第１回暴力団等排除対策委員会<br>（於：栃木県行政書士会館２階会議室） | 11:00~ | |
| | | 支部長会兼三役会 | 13:30~ | |
| 5 | 水 | 業務第５グループ会議 | 13:30~ | 業務第５グループ |
| | | 申請取次届出済証明書交付式 | 13:30~ | 申請取次行政書士管理委員会 |
| | | 足利市市民相談室　行政書類（遺言など）<br>（於：足利市役所１階市民相談室） | 13:00~16:00 | 足利支部 |
| 6 | 木 | 成年後見特別委員会 | 13:30~ | 成年後見特別委員会 |
| 7 | 金 | 業務部ＧＬ会議 | 15:00~ | 業務部 |
| | | 業務第２グループ会議 | | 業務第２グループ |
| 8 | 土 | 福利厚生旅行（仙台・松島方面日帰り） | | 総務部 |
| 10 | 月 | 編集会議 | 13:30~ | 広報部 |
| | | 行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー） | 10:00~15:00 | 宇都宮支部 |
| 11 | 火 | ゴルフ同好会ゴルフコンペ | | |
| 12 | 水 | ＴＩＡ無料相談会 | 10:00~ | 業務第４グループ |
| | | 国際業務相談事例研究定例会 | 13:30~ | 業務第４グループ |
| | | 業務第４グループ会議 | 15:00~ | 業務第４グループ |
| | | 軽自協との連絡会 | 18:00~ | |
| | | 外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室） | 13:00~16:00 | 足利支部 |
| 13 | 木 | 登録説明会 | 10:00~ | 総務部 |
| 18 | 火 | 傾聴トレーニング　第６回 | 13:00~ | ADR特別委員会 |
| 19 | 水 | 行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282） | 10:00~12:00 | 小山支部 |
| 20 | 木 | 農地法研修会 | 13:30~15:00 | 業務第２グループ |
| 23 | 日 | 市民プラザ無料相談会<br>（於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ） | 13:00~16:00 | 宇都宮支部 |
| 24 | 月 | 宇都宮市国際交流協会無料相談会<br>（於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ） | 15:00~17:00 | 宇都宮支部 |
| 25 | 火 | サーバーＷＧ会議 | 9:30~ | |
| | | 不当要求防止責任者講習（於：パルティホール） | 13:30~ | |
| 26 | 水 | 登録説明会 | 10:00~ | 総務部 |
| | | 法定業務研修「遺言・相続・遺産分割」第２回 | 13:30~16:30 | 業務第５グループ |
| | | 行政書士専門相談<br>（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） | 10:00~12:00 | 小山支部 |
| 27 | 木 | 行政書士専門相談（於：ゆうゆう館　会議室２）<br>※要事前予約（定員４名　予約先：行政書士会小山支部<br>髙山久 0285-53-1672） | 10:00~12:00 | 小山支部 |
| 30 | 日 | 三士会無料相談会（宇都宮・県北・栃木） | 10:00~15:00 | 広報部 |

# 日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

| 日行連No. | 受信日付 | 文書の表題 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 380 | H24.7.3 | 平成24年度定時総会質問書及び各種名簿等の送付について | |
| 384 | H24.7.6 | 平成24年度7月分会費納入について（お願い） | |
| 392 | H24.7.6 | 平成24年度定時総会への出席に係る予定外の交通経路について | |
| 393 | H24.7.6 | 外国人登録関係法令の改正に伴う行政書士登録申請に係る変更点について | |
| 396 | H24.7.6 | 総務省による申請手続の負担軽減等に関する意見要望の徴収について（協力依頼） | |
| 403 | H24.7.6 | 新入会員に対する行政書士登録に係る連絡について（お願い） | |
| 427 | H24.7.11 | 平成24年度定時総会議事録の送付について | |
| 444 | H24.7.12 | 社会保険の加入に関する下請指導のガイドラインの制定について | |
| 445 | H24.7.12 | 「自動車登録等実施要領の制定について」の一部改正について | |
| 443 | H24.7.12 | 平成24年度全国広報担当者会議の開催について（8/23-24） | |
| 442 | H24.7.17 | 「月刊日本行政」6月号(No.475)の返送分宛名調査について | |
| 450 | H24.7.17 | 不正商品対策協議会会報の送付について | |
| 453 | H24.7.17 | 「職務上請求書」の払出し実態の報告について(依頼) | |
| 455 | H24.7.17 | 行政書士法改正要望書のご送付 | |
| 456 | H24.7.17 | 平成24年度定時総会出席代議員に対する交通費補助金の送金について | |
| 490 | H24.7.20 | 東京入国管理局審査管理部門からの依頼について(お願い) | |
| 491 | H24.7.20 | 単位会における依頼者からの所属会員への苦情対応について | |
| 495 | H24.7.20 | 各党議連執行部役員と行政書士制度推進連絡懇談会を開催(報告) | |
| 496 | H24.7.24 | 平成24年度ADR調停人講師養成研修について | |
| 500 | H24.7.26 | 基地周辺の防音事業に係る手続き業務の適正な遂行について（お願い） | |
| 506 | H24.7.26 | 執行官の採用選考受験案内について | |
| 507 | H24.7.26 | 社会保険未加入対策に係る国交省の資料訂正と更新について | |
| 522 | H24.7.26 | 日本行政書士会連合会会則の一部変更に係る総務大臣認可について | |
| 523 | H24.7.26 | 「法定業務研修実施要綱（平成24年7月改訂版）」について | |
| 525 | H24.7.26 | 平成24年度研修事業の概要と留意点について | |
| 527 | H24.7.26 | 平成24年度コンプライアンス研修③の開催について | |
| 531 | H24.7.26 | 行政書士に関する実態調査について（お願い） | |
| 530 | H24.7.26 | 平成24年度行政書士制度広報月間の実施について | |
| 542 | H24.7.31 | 社労業務取り扱い証明書の発行について | |

お知らせ

## 平成24年分「路線価図・評価倍率表」

平成２４年分の栃木県内の路線価図・評価倍率表が届きました。
栃木県行政書士会館２階の図書室で閲覧できます。

# 正副会長の動き

| 日　時 | | 行　事 | 出席者 | 内　容・場　所 |
|---|---|---|---|---|
| 7/ 4(水) | 13:30～16:00 | 会計精査 | 小林 | 一般、頒布品、証紙会計 |
| | 13:30～15:00 | 建設業許可申請および<br>経営事項審査等の変更について | 会長、田渕 | 総合コミュニティーセンター |
| | 15:00～16:30 | 業務連絡会（県土整備部監理課） | 会長、田渕 | 情報交換 |
| 7/ 5(木) | 11:00～11:30 | 会員への苦情対応 | 青木 | 事実確認 |
| | 13:30～15:30 | 総務部会 | 青木 | 事業推進について |
| 7/ 6(金) | 13:30～15:30 | 成年後見特別委員会 | 押野 | 事業推進について |
| | 13:30～15:30 | 業務第３グループ会議 | 会長、小林 | 事業推進について |
| 7/10(火) | 10:30～13:00 | 広報部会 | 押野、田渕 | 事業推進について |
| | 13:30～14:20 | 下野新聞社との打合せ | 田渕 | 三士会について |
| | 13:30～16:30 | 編集会議 | 押野 | 行政書士とちぎ７月号編集等 |
| 7/11(水) | 13:30～15:30 | 国際業務相談事例研究定例会 | 押野 | 相談事例の研究 |
| | 15:00～17:00 | 申請取次管理委員会 | 押野 | |
| | 17:00～17:30 | 業務第４グループ会議 | 押野 | |
| 7/12(木) | | 日行連第一業務部会議 | 会長 | 日行連 |
| 7/13(金) | 13:00 | 行政書士試験説明会 | 会長 | 八重洲富士屋ホテル |
| 7/18(水) | 15:30～ | 税理士会総会 | 小林 | 宇都宮東武ホテルグランデ |
| | 15:30～17：30 | 三士会 | 会長、田渕 | 無料相談会について |
| 7/19(木) | 13:30～16：00 | 業務第１グループ会議 | 手塚 | 事業の具体的推進について |
| 7/21(土) | 17:00～ | 民主党栃木県連のつどい | 会長、青木 | 宇都宮グランドホテル |
| 7/23(月) | 13:30～ | サーバーWG | 田渕 | サーバ更新に伴う各種検討 |
| 7/25(水) | | 日行連理事会 | 会長 | 日行連 |
| 7/26(木) | | 日行連理事会 | 会長 | 日行連 |
| 7/27(金) | 17:00～20:00 | 浅野吉知氏　黄綬褒章祝賀会 | 全員 | ホテルニューイタヤ |
| 7/28(土) | 17:30～ | 金子ゆたか県政報告会 | 会長 | ホテルサンルート佐野 |

## 社会保険未加入対策推進関東地方協議会の内容について
～国交省より～

国土交通省の建設産業における社会保険未加入対策として、関東地方における建設業団体、関係団体、行政等で関東地方協議会が設立されました。

会員各位におかれましても、推進にご協力下さいますよう、お願いいたします。

※平成24年7月25日に国交省で開催された会議の資料を当会ホームページの会員専用ページ「トピックス」に掲載しております。

## 知的資産経営に関する講習会について
～日行連より～

○概要

日時：9 月 15 日（土）13：00～17：10
場所：飯田橋 MIP キャンパス C1 教室（飯田橋駅ビル・セントラルプラザ 2 階）
受講対象者：行政書士
申込受付人数：70 名程度（先着順）
参加費：無料　※講習会後、希望者を対象に懇親会を開催します（会費 3 千円）。

★申込について

8 月 10 日より、日行連 HP にて申込方法のご案内及び受付を開始いたします。所定の申込方法に従い、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。なお、定員に達し次第、受付を終了とさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

## 建設業研修会（H24.7.4 開催）における質問への回答について
～栃木県県土整備部監理課より～

標記の件について栃木県県土整備部監理課より回答がありました。
内容につきましては、当会ホームページの会員専用ページ「トピックス」（２０１２年７月１１日掲載分）をご覧ください。

## 「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について
～日行連より～

今般、国土交通省自動車局自動車情報課より、平成２４年７月９日適用の「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について、別紙のとおり通知が参りましたのでご連絡いたします。
今回の改正は、「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成１８年１月３０日付け国自管第１６６号・国自技第２３２号）を、入管法改正に伴い改正するものです。

【参考資料】

・「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について
（平成２４年７月６日付け国自情第５４号・国自整第６０号）

・「自動車登録業務等実施要領の制定について」（国自管第１６６号・国自技第２３２号）の一部改正について　新旧対照表

・「自動車登録業務等実施要領」

※上記の資料につきましては、当会ホームページの会員専用ページ「トピックス」に掲載しております。

## 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの制定について
～日行連より～

国土交通省より、社会保険の加入に関する下請指導のガイドラインの制定について案内がありましたので、別紙の通りご連絡いたします。

また、伴せて国土交通省より、関連情報が発表されていますので、ご参考ください。

○別添

・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの制定について」
（平成２４年７月４日・国土建第１３６号、国土建整第７３号）

・「建設産業における社会保険加入の徹底について（経営事項審査時における取扱い）」
（事務連絡・平成２４年７月４日）

・「『みんなで取り組む』建設業の保険加入」（平成２４年７月改訂）

○参考資料

・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」
ＨＰアドレス：（開設中）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.htm

・「施行体制台帳等活用マニュアル」
ＨＰアドレス：
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000003.html

※別添資料につきましては、当会ホームページの会員専用ページ「トピックス」に掲載しております。

一部抜粋

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの制定について

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じているところです。

この対策に際しては、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要です。

下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められております。今般、下請企業の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則（以下「規則」という。）の改正を行ったところです。

上記規則の改正に関連して、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となるべきものとして「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を別添のとおり制定しました。

# 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（１／２）

国土交通省

## 第１　趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきもの

## 第２　元請企業の役割と責任

### （１）総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

### （２）協力会社組織を通じた指導等

様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施

（ア）協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握

（イ）協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

（ウ）未加入が発覚した協力会社への早期加入指導

### （３）下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導

遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

### （４）再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、（３）と同様に指導

### （５）作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認※し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導

遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

※確認にあたっては、必要に応じ、関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい

# 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(2／2)

国土交通省

**(6)施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い**

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましい

**(7)建設工事の施工現場等における周知啓発**

関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を実施

ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発　イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

**(8)法定福利費の適正な確保**

元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要

元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

## 第3　下請企業の役割と責任

**社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠**

**ア　その雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと**

建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うこと

労働者であるかどうかは、関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい

**イ　元請企業が行う指導に協力すること**

元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供すること

## 第4　施行期日等

平成２４年　５月２５日　パブリックコメント開始
平成２４年　７月　４日　通知
平成２４年１１月　１日　施行

本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、今後、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を実施

建設産業における社会保険加入の徹底について
（経営事項審査時における取扱い）

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要があることから、３月１４日に開催された中央建設業審議会総会における審議を踏まえ、先般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成２４年国土交通省令第５２号）及び建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成２４年５月１日付け国土交通省告示第５２３号）が制定され、新たな経営事項審査の項目及び基準が７月１日より施行されたところです。

上記のとおり、経営事項審査制度を通じた保険未加入対策として、減点措置の厳格化による企業評価の適正化を進めてきたところですが、より一層の保険未加入対策の加速を図る観点から、建設業担当部局においては、許可・更新時、立入検査時と同様に、経営事項審査時に社会保険未加入企業に対して加入指導を行うとともに、指導後もなお未加入の場合には厚生労働省の社会保険担当部局への通報を行うこととといたします（１１月より開始予定、別紙参照）。

## 「みんなで取り組む」建設業の保険加入

**～平成２４年７月から、新たな取組みがスタートします～**

**平成２４年７月改訂**
**※を追加**

**建設業の社会保険未加入対策の一環として、省令等（※）の改正が行われました（H24. 5. 1公布）。これを受け、次のとおり、新たな取組みがスタートします。**

※建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）
建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成２０年国土交通省告示第８５号）

**（１）平成２４年７月より、保険未加入企業に対する経営事項審査の評価が厳しくなります。**

**○ 経営事項審査について、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。**
**（３保険すべてに未加入の場合：現行▲６０点 → 改正後▲１２０点）**
**※１１月より、国・都道府県の建設業担当部局は、経営事項審査時に未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。**

（規則様式第２５号の１１・第２５号の１２、告示第１の４の１・付録第２関係）

**（２）平成２４年１１月より、許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要となります。**

**○ 建設業の許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出していただきます。**
**国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。**

（規則第４条・様式（新）第２０号の３関係）

**（３）平成２４年１１月より、施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要となります。**

**○ 施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況を記載していただきます。**
**また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知していただきます。**
**国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入検査による保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。**

（規則第１４条の２・第１４条の４関係）

突然ですが、子供を産みました。

ある夜のことです。お腹がパンパンに張ってきて、妊娠線も目立つようになり、なんとなく、ふと「あ、これは来るかも」と予感がしたのです。

急いですぐに産みやすいよう周囲の環境を整えて・・・「せ～の！」でいきみました。呼吸を整えて、もう一度・・・「せ～の！」と握りこぶしに力を込めた途端、「おぎゃ～！」という産声はあげませんでしたが、産まれました。

そして、その瞬間。信じられないことですが、産まれたばかりの我が子を食べました。

その直後、そんな残酷な事実を忘れたかのように、するするスムーズに全部で１１匹も産んだのです。

・・・そう。我が家のグッピーが（笑）。

６月に当事務所の増築工事が済み、引っ越しも完了し、なんとなく新しいレイアウトを考えていたところ、「そうだ！水槽を置こう！」と衝動的に思いつき、とても小さな水槽を買いました。それが、始まりです。

まずはグッピーを１ペア入れましたが、喧嘩ばかりして、とうとうオスはメスにいじめ殺されました。ペットは飼い主に似ると言いますが、魚も人間界と同様、メスの方が強いのでしょうか。

「いや違う、これは水槽が小さいのだ。」

と自分に言い聞かせ、今度は少し大きめの水槽を買い、グッピーを３ペア増やしました。

するとどうでしょう、仲良く泳いでいるではありませんか。「キレイだな～癒される～♪」なんて呑気に考えていたのが大間違いでした。

１週間もすると、４匹のメスはみるみるうちにお腹が大きくなっていくではありませんか。

「卵、産むのかな～♪」などと考えていましたが、調べてみるとグッピーは卵を産まず、卵胎生といって、メスのお腹の中で子育てをし、稚魚を産むと知りました。

また、人間界では子供の虐待死などがかねてより問題となっていますが、グッピーという魚の性質上、親が子供を食べるという“３０秒の悲劇”は当然に起こり得ることだそうです。

さらに一度妊娠すると三回に分けて出産し、回数を重ねるごとに産む数が増えるということもその時になって初めて知りました。・・・ということは、もうオスとメスを分けても、時すでに遅し！

ベテランアクアリストの皆様、ごめんなさい。安易にグッピー飼育を始めた私は、皆様に伏してお詫びいたします。

それから我が家は出産ラッシュです。

２か月経った今では３６匹の大家族です。当然のように水槽も増え続けています。

それにしても、グッピーの産仔シーンは、色んな意味で感動的でした。

新たな命がこの世に生を受け、育っていく姿を見届けるというのは、やっぱり素敵なことですね。

夏休み中、真っ黒に日焼けしカブトムシのような強情娘と壮絶なバトルを毎日繰り広げる私ですが、嵐のように過ぎ去った娘との１０年を振り返り、もう一度、「母親」になろうと思ってみた今日このごろでした。

と、書いている今、歩み寄ってきたクモを潰した私は、明日の朝にはそんな気持ちはどこへやら、娘を追い掛け回している気もしますが。

（追伸）

「そんなに素敵ならグッピー飼育を始めてみよう！」と思ってくださった方、可愛い稚魚を差し上げます。

いえいえ、決して増えすぎて困ったからではありません。皆様にこの感動をお届けしたく、心を痛めながらもお譲りするのです。えぇ、そうです。

皆様からのご連絡を心よりお待ちしております。

そして今日も１匹のメスが出産しそうです。

（塩那支部支局長　植木智美）

# 平成 24 年度　行政書士試験要項（抜粋）

## １．試験概要

(1)試験日及び時間

平成２４年１１月１１日（日）　午後１時～午後４時

※試験室への入室：正午より可

※受験上の注意等の説明：午後０時３０分開始

(2)試験の科目及び方法　　※筆記試験

| 試験科目 | 内　容　等 |
|---|---|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数４６題）択一式及び記述式（４０字程度） | 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、**法令については平成２４年４月１日現在施行されている法令に関して出題**。 |
| 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数１４題）択一式 | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解 |

(3)試験場所

宇都宮大学峰キャンパス（栃木県宇都宮市峰町 350）

## ２．受験申込み手続き

**(1)郵送による受験申込み**

①受付期間　平成２４年８月６日(月)～９月７日(金)

②郵送先

(財) 行政書士試験研究センター試験課　宛

受験願書と一緒に配布する封筒を使い、郵便局の窓口から「簡易書留郵便」で発送してください。

９月７日(金)の消印があるものまで受け付けます。

③提出書類

受験願書（「振替払込受付証明書」および「顔写真」を添付したもの）

④受験手数料

７，０００円

受験願書の受付期間内に、必ず所定の払込用紙により、郵便局の窓口で払い込んでください。

⑤受験願書の配布場所及び配布期間

**【配布場所】（栃木県内のみ記載）**

・栃木県経営管理部文書学事課
（宇都宮市塙田 1－1－20 栃木県庁舎本館内）
・栃木県広報課県民プラザ室
（宇都宮市塙田 1－1－20 栃木県庁舎本館内）
・栃木県上都賀県民相談室
（鹿沼市今宮町 1664－1　栃木県庁上都賀庁舎内）
・栃木県芳賀県民相談室
（真岡市荒町 5197　　栃木県庁芳賀庁舎内）
・栃木県下都賀県民相談室
（栃木市神田町 6－6　　栃木県庁下都賀庁舎内）
・栃木県安蘇県民相談室
（佐野市堀米町 607　　栃木県庁安蘇庁舎内）
・栃木県足利県民相談室
（足利市伊勢町 4－19　　栃木県庁足利庁舎内）
・栃木県小山県民相談室
（小山市犬塚 3－1－1　　栃木県庁小山庁舎内）
・栃木県那須県民相談室
（大田原市中央 1－9－9　　栃木県庁那須庁舎内）
・栃木県塩谷県民相談室
（矢板市鹿島町 20－22　　栃木県庁塩谷庁舎内）
・栃木県南那須県民相談室
（那須烏山市中央 1－6－92 栃木県庁南那須庁舎内）
・栃木県行政書士会
（宇都宮市西一の沢町 1－22　栃木県行政書士会館）

**【配布期間】**

平成２４年８月６日（月）～９月７日（金）

**(2)インターネットによる受験申込み**

①受付期間　平成２４年８月６日（月）～９月４日（火）

(財) 行政書士試験研究センターのホームページからインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項をもれなく入力して下さい。

注）本人名義のクレジットカードが必要です。

※都道府県庁、行政書士会等での受付は行いません。

## ３．受験票の交付

受験票は、平成２４年１０月下旬に発送します。

試験当日試験場に必ず持参してください。

## ４．試験結果の発表と通知

試験結果は、平成２５年１月２８日（月）午前９時から、合格者の受験番号を（財）行政書士試験研究センター事務所の掲示板に公示（掲示）します。公示後、受験者には全員に合否通知書を郵送します。

また、(財) 行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を登載します。

合格者には、平成２５年２月末日までに合格証を発送します。

## ５．特例措置の実施

(1)身体の機能に障害のある方で試験中に特例措置を希望される方には、障害の状況により必要な措置（点字試験を含む）を講ずることがあります。

(2)特例措置を希望される方は、受験申込みに先立って、必ず（財）行政書士試験研究センターまでご相談ください。事前に連絡なく、直接試験場に来られた場合には対応いたしかねますのでご注意ください。

## ６．連絡先（問い合わせ先）

**財団法人　行政書士試験研究センター**

所　在　地

〒１０２－００８２

東京都千代田区一番町25番地　全国町村議員会館３階

電話番号（試験専用）　０３－３２６３－７７００

ホームページＵＲＬ　http://gyosei-shiken.or.jp

**本ページは抜粋です。「郵送による受験申込み」の手続きをされる方は、必ず試験案内・受験願書をお取り寄せいただき、全文をご覧ください。**

# 平成２４年度　行政書士試験監督員の募集について

栃木県行政書士会では、平成２４年１１月１１日（日）に宇都宮大学峰キャンパスで行われる行政書士試験の試験監督員を募集します。

行政書士を志す受験者の将来を左右する試験です。公正で厳粛な態度で臨める会員を希望します。

監督員は下記の監督員説明会および試験当日の両方に必ず出席できる方に限ります。

また、試験当日は試験会場の駐車台数に限りがあるため、「公共の交通機関の利用」または「行政書士会館に集合し、車で乗り合わせて移動」のいずれかの交通手段に限らせて頂きます。

なお、昨年度から旅費日当の支給は金融機関への振り込みとなっております。

◎業務内容　試験当日の試験室準備、準備状況確認、試験室の試験実施に伴う業務、答案用紙回収・点検等

◎説 明 会　平成２４年１１月１日（木）　１４：００～１６：３０　（２回とも行政書士会館２階会議室）
平成２４年１１月５日（月）　１４：００～１６：３０
※両日とも同じ内容です。いずれかご都合のよい日をお選び下さい。

◎試 験 日　平成２４年１１月１１日（日）（監督員としての業務は９：００～１７：００）

◎申込方法　下記申込書を事務局宛てにＦＡＸ送信して下さい。

◎申込〆切　平成２４年９月１８日（火）

◎募集人数　５０名前後（受験者数により増減あり）
※応募者多数の場合は抽選とさせていただきますのでご了承下さい。
結果については、１０月１５日までに郵送でお知らせ致します。

◎旅費日当　(財)行政書士試験研究センターの支給規程に準じ、指定口座へ振り込みます。
金額の詳細は８月末までに当会ホームページの会員専用ページ「トピックス」に掲載します。

---

栃木県行政書士会事務局 行（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

## 平成２４年度　行政書士試験　試験監督員申込書

平成２４年　　月　　日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支　　部 | | 氏　　名 | |
| 説明会参加日 | １１／１(木)　・　１１／５（月）　←いずれかに○ | | |
| 試験監督員になった場合の試験会場までの交通手段（希望） | 公共の交通機関　・　行政書士会館より乗り合わせ　←いずれかに○ | | |

## ９月の「遺言・相続・遺産分割」法定業務研修会

業務部　第５グループより

全４回実施の「遺言・相続・遺産分割」法定業務研修会の９月の開催は、予定通り以下の日程で実施します。受講者の方はテキストを忘れずにご参加下さい。

○９月の日程、内容、時間

| 実施日 | 該当回（全１２時限） | 科目（内容） | 時間 |
|---|---|---|---|
| ２６日（水） | ４時限目 | 相続の開始等 | 13:30～14:30 |
| | ５時限目 | 相続の放棄と限定承認等 | 14:30～15:30 |
| | ６時限目 | 相続分 | 15:30～16:30 |

※途中回からの申し込みは受け付けておりません。

研修詳細

### 傾聴トレーニング　第６回

ADR 特別委員会主催

○開催日時
平成２４年９月１８日（火）１３：００～１７：００

○開催場所
栃木県行政書士会館２階

○研修内容
- もっと人の話を上手に聴けるようになりたい。
- 調停人の資格は取ったけれど、練習不足で自信がない。
- 各個人事務所で主として相談業務を行っているが、さらにスキルアップを目指したい。
- 専門業務を超えて、傾聴を学ぶ多くの人と出会いたい。

そんなあなたにピッタリの研修会です。

○講　師
行政書士　土方　美代

○受講料
５００円

研修詳細

### 農地法に関する手続きについて

業務部　第２グループ主催

○開催日時
平成２４年９月２０日（木）１３：３０～１５：００

○開催場所
栃木県行政書士会館２階

○研修内容
- 農地法改正に伴う留意点
- 事務手続き上の留意点等

○講　　師
栃木県農政部農政課農地調整班

○テキスト代
５００円

研修詳細

## 産業廃棄物収集運搬業特別研修会のお知らせ

業務部　第２グループ主催

栃木県内における産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書作成特別研修会を下記要領にて開催します。
本特別研修を終了することにより、経理的基礎の審査基準（追加書類）にある、中小企業診断士などに、行政書士も含まれることとなります。

○開催日時　平成２４年１０月３日（水）９：３０～１７：００
○場　　所　栃木県行政書士会館２階
○受 講 料　計２，０００円（１科目５００円／全４科目）
○対　　象　栃木県行政書士会員
○昼　　食　希望者のみ（実費５００円程度）

| 時　間　割 | | 研　修　科　目 | 講　師 |
|---|---|---|---|
| １時間目 | 9：30～11：00 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要 | 行政書士 |
| ２時間目 | 11：10～12：40 | 産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務 | 青木裕一 |
| ３時間目 | 13：30～15：00 | 財務諸表に基づく経営分析 | 行政書士 |
| ４時間目 | 15：10～16：40 | 産業廃棄物収集運搬業の経営診断書作成の実務 | 金敷　裕 |

※１科目終了ごとに、お手持ちの「出席確認カード」に修了印を押印します。（全４科目）
　途中からの入退室の場合は、出席扱いはせず修了証の発行は行いません。
　前回までに何科目か受講された方はお手元の受講カードを確認の上、当日必ず持参下さい。
※４科目を修了した行政書士には、４時限目終了後、栃木県行政書士会より修了書を交付します。
※行政書士が作成する診断書類を提出する場合は、修了書の写しを添付することとなっております。

**募　集**

## 研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

| 研修名 | | 受講料 | 申込〆切 | 申込 | ﾃｷｽﾄ申込 | 昼食¥500程度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 9／18 | 傾聴トレーニング　第6回 | 500 円 | 9/13 | | — | — |
| 9／20 | 農地法に関する手続きについて | ﾃｷｽﾄ代500 円 | 9/14 | | — | — |
| 10／3 | 産業廃棄物収集運搬業特別研修会 | 2000 円 | 9/26 | | — | |

| 支部名 | | 氏　名 | |
|---|---|---|---|
| ＦＡＸ | | | |

申請取次行政書士管理委員会より

# 申請取次届出済証明書をお持ちの皆様へ（お知らせ）

## ～申請取次行政書士管理委員会の事業について～

当委員会では、昨年度１０月と２月に申請取次者としての資質の向上を目的とした「倫理研修懇談会」を実施致しましたが、本会の組織再編に伴い業務部第４グループで国際業務に関する事業を行うことになりましたので、当委員会では「倫理研修懇談会」を含む研修等は行わないこととしました。

それに代わり、昨年度７月まで実施しておりました届出済証明書の交付式を９月から再開することとし、新規・更新とも管理委員から申請取次に際しての注意事項等を伝達した上で交付致します。

また、毎月「行政書士とちぎ」誌面で本会の申請取次行政書士の動向（人数）を報告致します。

申請取次行政書士管理委員会
委員長　　岸　　宏

**①「届出済証明書交付式」日程（今年度分）**
**各日１３：３０開始（ただし、１０／４のみ１３：００開始）**

| 年 | 月 | 日 | 曜 | 対象者 | 交付担当委員 |
|---|---|---|---|---|---|
| 24 | ９ | ５ | 水 | ７／１６～　８／１５　の間に届出をした者 | 風間　洋 |
| | 10 | ４ | 木 | ８／１６～　９／１５　の間に届出をした者 | 押野　佑 |
| | 11 | ５ | 月 | ９／１６～１０／１５　の間に届出をした者 | 深見　史 |
| | 12 | ５ | 水 | １０／１６～１１／１５　の間に届出をした者 | 永島正志 |
| 25 | １ | ７ | 月 | １１／１６～１２／１５　の間に届出をした者 | 岸　　宏 |
| | ２ | ５ | 火 | １２／１６～　１／１５　の間に届出をした者 | 風間　洋 |
| | ３ | ５ | 火 | １／１６～　２／１５　の間に届出をした者 | 押野　佑 |

**②場所**
**栃木県行政書士会館**

※必ず、会員本人が来館して下さい。
※受取確認の捺印が必要なため、交付式に「職印」を持参して下さい。
※「更新」の申出者は、交付式にお手元の「届出済証明書」を持参して下さい。
※栃木会では手渡しで交付しますので、届出の際に返信用封筒（切手添付）の準備は不要です。

**栃木会の申請取次行政書士の動向**

| | |
|---|---|
| 新規申出（７月） | １名 |
| 更新申出（７月） | ０名 |
| 申請取次行政書士（７月末現在） | ９７名 |

# 行政書士相談センター電話回答会員追加募集

1．　業　務

事務局に入る電話相談に回答し、業務になるものは担当者が受注する。

2．　資　格

会　員（新人からベテランまで幅広く募集します）

3．　電話相談回答の仕方

A．事務局が電話を受け、回答会員に相談内容等を電話連絡

B．回答会員は相談者に電話で回答(ＦＡＸ回答も可)

C．要請が有れば自宅訪問、業務になれば受注

※希望業務の選択が無い場合は、基本的な業務のみを対象とさせていただきます。

---

## 行政書士電話無料相談回答会員申込書

平成　　年　　月　　日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支　部 | | 電　話 | |
| 氏　名 | | ＦＡＸ | |

希望業務　（○を付けて下さい。複数選択可）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 01 会社 | 07 廃棄 | 13 医療 | 19 社労 | 25 運輸 |
| 02 法人 | 08 建入 | 14 外国 | 20 相続 | 26 貿易 |
| 03 土地 | 09 車庫 | 15 帳簿 | 21 遺言 | 27 倉庫 |
| 04 砂採 | 10 自登 | 16 事実 | 22 消防 | 28 後見 |
| 05 工場 | 11 風営 | 17 自賠 | 23 著作 | 29 離婚 |
| 06 公害 | 12 営業 | 18 地税 | 24 独禁 | 30 交通事故 |

平成２４年度

# 「行政書士とちぎ」配布事業参加者募集

公共機関等の窓口に当会の会報「行政書士とちぎ」を陳列していただき、行政書士制度のＰＲを図ることを目的とした事業です。新入会員も積極的にご参加ください。
※２３年度参加会員もあらためてお申込みください。

配布先：地域包括支援センター、保険センター、社会福祉協議会、郵便局、ＪＡ、銀行、信用金庫、商工会、行政機関支所等

**申込 FAX ： 028－635－1410**
**申込締切 ： 平成24年8月31日（金）**

**※希望配布先が重複した場合は調整させていただきますので、あらかじめご了承ください。**

---

参加申込書

平成２４年度「行政書士とちぎ」配布事業への参加を申し込みます。

平成２４年　　月　　日

| 支　部 | | | 氏　名 | |
|---|---|---|---|---|
| | 希望配布先 | 部数 | 希望配布先の住所／電話 | |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 13 | | | | |
| 14 | | | | |
| 15 | | | | |

※２部以上の配布を希望される場合は「部数」欄に希望部数を記入してください（空欄の場合は１部となります）。

# 栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 24 年 7 月 31 日現在）

| | 支部・氏名 | 入会年月日<br>登録年月日 | 郵便番号 | 事　　務　　所 | 電　　話 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 佐　野<br>山口　敦史 | H24.7.1 | 327-<br>0317 | 佐野市田沼町 67<br>奈良ｱﾊﾟｰﾄ | 0283-61-0023 | |
| | 栃　木<br>羽石　賢二 | H24.7.15 | 328-<br>0012 | 栃木市平柳町 1-15-6 | 0282-22-3433 | |
| | 宇都宮<br>瀬野尾　勉 | H24.7.15 | 321-<br>0924 | 宇都宮市下栗 1-15-4 | 028-638-7457 | |

【退　会】

| 支　部 | 氏　名 | 退会年月日 | 備　考 | 支　部 | 氏　名 | 退会年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 宇都宮 | 村田　清 | H24.7.14 | 廃　業 | | | | |

【変　更】

| 支　部 | 氏　名 | 変更事項 | 変　更　内　容 |
|---|---|---|---|
| 宇都宮 | 梶内　隆幸 | 事務所<br>電話番号 | 宇都宮市山本 1-3-34　ｶﾞｳﾃﾞｨｳﾑｻｶﾓﾄ 1 階 B 号室<br>028-680-5622 |
| 小　山 | 石川　正彦 | 事務所<br>電話番号 | 下野市駅東 3-1-10<br>0285-40-5520 |
| 宇都宮 | 田村　尚枝 | 電話番号 | 028-612-5615 |

栃木県警より　　県東部突風（竜巻）等により被災された方に対する
各種手数料の免除のお知らせ

5 月 6 日に県東部で発生した突風（竜巻）等により被災された方を対象に、被災した日(平成 24 年 5 月 6 日)から平成 25 年 3 月 31 日まで、運転免許証再交付や自動車保管場所証明書・標章交付等の手数料が免除となります。

この手続の詳細につきましては県内の各警察署、栃木県運転免許センターまでお問い合わせください。

**編集後記**

会員には印刷したものを送付しているこの会報誌ですが、当会ホームページでもご覧いただけることから、紙の会報は不要では、とのご意見をいただく機会が増えてきました。確かに紙での発行を廃止すれば経費節約になりますが、根強い紙派が多いのもまた事実です。今後の参考にいたしますので、皆様のご意見をお寄せください。

（広報部　田代昌宏）


行政書士とちぎ８月号 №428

発行人　栃木県行政書士会　会長　須永 威
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷


（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2012.8
平成24年8月15日発行
第428号 栃木県行政書士会 〒320-0046
宇都宮市西一の沢町1番22号
TEL028(635)1411(代)

相続　遺言　成年後見　契約書　許認可

行政書士相談センター
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）
028-638-0919（丸くいく）

栃木県行政書士会

マスコットキャラクター
アドちゃん